

沖縄県障害者施策推進協議会条例

昭和50年3月31日
条例第16号

【趣旨】

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第27条第3項の規定に基づき、沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【組織】

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 障害者

(3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(4) 関係行政機関の職員

【委員の任期】

第3条 前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【専門委員】

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

【会長】

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

【会議】

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

【幹事】

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

【庶務】

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

【補則】

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年12月26日条例第31号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月27日条例第73号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

沖縄県障害者施策推進協議会運営要綱

【趣旨】

第1条 この要綱は、沖縄県障害者施策推進協議会条例（昭和50年沖縄県条例第16号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

【会議】

第2条 協議会は、会長が必要と認める時期に開催する。

【委員の構成】

第3条 条例第2条第2項に定める委員の構成は、別表1のとおりとする。

【代理出席】

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、条例第2条第2項第1号及び第2号の委員を除いて代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

【議長】

第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理するものとする。

【意見の聴取】

第6条 会長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

【会議の経過及び結果の発表】

第7条 会議の経過及び結果の発表は、必要に応じて会長が行うものとする。

【議事録】

第8条 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

【幹事会】

第9条 協議会に、条例第7条で定める幹事で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に、幹事長をおき、福祉保健部次長（福祉担当）をもって充てる。
- 3 幹事の構成は、別表2のとおりとする。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、会議に提示する事項について協議調整及び会長が特に指示する事項について調査検討を行う。
- 6 幹事長は、幹事会の議長となり議事を整理する。
- 7 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し、必要な事項は幹事会で定める。

【庶務】

第10条 協議会の庶務は、福祉保健部障害保健福祉課において処理する。

【その他】

第11条 その他必要な事項は、その都度協議会にはかって定めるものとする。

別表1
委員

区分	職名等
学識経験のある者	大学教授（助教授） 障害者福祉の知識と経験を有する者
障害者	障害者
障害者の福祉に関する事業に従事する者	沖縄県社会福祉協議会を代表する者 沖縄県身体障害者福祉協会を代表する者 沖縄県手をつなぐ育成会を代表する者 沖縄県精神障害者福祉社会連合会を代表する者 沖縄雇用開発協会を代表する者
関係行政機関の職員	沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 沖縄労働局職業安定部職業対策課長 沖縄県警察本部警務部警務課長 沖縄県教育庁県立学校教育課長 沖縄県市長会事務局長 沖縄県町村会事務局長 沖縄県福祉保健部医務福祉課長 沖縄県福祉保健部長寿社会対策室長 沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課長 沖縄県福祉保健部障害保健福祉課長 沖縄県福祉保健部健康増進課長 沖縄県福祉保健部病院管理局経営課長 沖縄県商工労働部雇用対策課長 沖縄県土木建築部建築指導課長 沖縄県教育長

別表2
幹事

職名
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長
沖縄労働局職業安定部職業対策課長
沖縄県警察本部警務部警務課長
沖縄県教育庁県立学校教育課長
沖縄県市長会事務局長
沖縄県町村会事務局長
沖縄県福祉保健部医務福祉課長
沖縄県福祉保健部長寿社会対策室長
沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課長
沖縄県福祉保健部障害保健福祉課長
沖縄県福祉保健部健康増進課長
沖縄県福祉保健部病院管理局経営課長
沖縄県商工労働部雇用対策課長
沖縄県土木建築部建築指導課長

障害児(者)実態調査結果〈概要〉

I 調査の概要

1 調査目的

障害児・者の生活実態、要望、ニーズ及び障害者雇用に関する企業の現状、意向を調査し、把握することにより、新たに策定する「第3次沖縄県障害者基本計画」に反映させるための基礎資料とするため。

2 調査対象、方法

平成14年9月、身体及び知的障害者の各20%及び精神障害者の10%の計14,000人、県内企業・事業所130社を対象にアンケート調査票を配付した。回収率は約53%。

なお、調査にあたっては、沖縄県身体障害者福祉協会、沖縄県精神障害者福祉会連合会・沖縄県精神病院協会及び沖縄県手をつなぐ育成会の協力を得た。

(1) 調査対象者(無作為抽出)

- ①身体障害者手帳所持者である身体障害者(児)50,808人の約20%である10,000人(障害の種類毎に県全体に対する約20%を対象)
- ②療育手帳保持者である知的障害者(児)8,433人の約20%である2,000人
- ③精神保健福祉手帳所持者である精神障害者及び入院・通院患者32,091人の約10%である2,000人
- ④県内の売り上げ上位300社の中から従業員が56人以上の民間企業100社及び県・市町村の公的事業者30事業所を対象

(2) 回答者数、回収率

①身体障害者	4,527人	45.3%	②知的障害者	1,412人	70.6%
③精神障害者	1,462人	73.1%	④企業・事業所	72社	55.4%

(3) 調査期間

- ①調査基準日 平成14年9月1日
- ②調査期間 平成14年9月中旬～10月下旬

Ⅱ 実態調査結果の概要

1 日常生活

(1) 身体障害者

障害の状況は、障害の重い1,2級が多く、日常生活の自立度(自分の身の回りの日常動作で一人でできるもの)は食事、トイレで高いが、外出、家事で低い。

(2) 知的障害者

① 障害の状況は、中度、軽度が約60%を占め、日常生活の自立度は食事、着替え、トイレで高く、外出、買い物・金銭管理で低い。

② 自宅で暮らしている人(64.2%)、自宅で暮らし病院または福祉施設に通所している人(12.9%)と約70%以上の人人が在宅生活を送っており、今後も自宅で暮らしたい(70.6%)が多い。福祉施設に入所している人は15.4%。

(3) 精神障害者

① 障害の状況は、「統合失調症(精神分裂症)」(53.5%)、「気分障害(躁うつ病)」(11.1%)、「神経性障害・ストレス関連障害」(8.3%)など。

② 日常生活の自立度は買い物、会話や意志の伝達で高いが、家事、金銭管理で援助が必要。

③ デイケア(43.0%)、小規模作業所・授産施設(24.8%)に通っている人が多い。

④ 収入がない、仕事がないなどで困っている。話し相手や相談のできる仲間、親身になって相談にのってくれる職員などを必要としている。

2 就学、就労の状況

(1) 身体障害者

① 就学中の人には7.1%で、盲・ろう・養護学校が多い(65.0%)。今後の進路は、就職希望が15.6%、盲・ろう・養護学校高等部へ進学希望が10.1%。

② 就労者は17.8%で、一般就労(正規職員、パート・アルバイト)が福祉的就労(授産施設、福祉作業所)よりも多い。仕事の不満・不安は、収入が少ない、通うのが大変、解雇の不安など。

③ 就学・就労をせず自宅にいる人は46.0%で、病気や高齢・リハビリなど仕事ができる状態ではない人が約70%を占めるが、就職先がないと答えた人(約10%)の約60%は仕事を探している。

(2) 知的障害者

① 就学中の人には45.5%で、盲・ろう・養護学校が多い(82.4%)。

② 就労者は45.1%で、福祉的就労(福祉作業所48.3%、授産施設40.9%)が一般就労(正規職員1.8%、パート・アルバイト3.1%)よりも多い。就労上の不安は、収入が少ない、解雇の不安など。

③ 就学・就労をせず自宅にいる人は3.5%。

(3) 精神障害者

① 仕事をしている人は27.0%だが、以前働いたことがある人が57.8%いる。福祉的就労75.4%が一般就労14.2%(正規職員4.2%、パート・アルバイト10.0%)よりも多い。

② 就労上の不安は、収入が少ない(58.7%)、仕事がきつい(23.9%)などで、働くための環境は、健康状態に合わせて働ける(50.4%)、家の近くに働く場所があること(41.5%)など。

3 外出・余暇活動

(1) 身体障害者

買い物、通院、趣味・スポーツ等で約70%の人が外出をしている。外出時に、道路・歩道の障害物、建物が利用しづらい、バス・タクシーが不便、トイレ不足などで困っている。

社会参加には、一緒に行く仲間、気軽に参加できる雰囲気、活動の情報を必要としている。

(2) 知的障害者

散歩や買物(86.3%)などで、約80%の人が外出している。家族と一緒に(89.7%)が多い。

社会参加には、一緒に行く仲間、適切な指導者、気軽に参加できる雰囲気などが必要。

(3) 精神障害者

買い物や散歩(32.3%)、精神科デイケア・ナイトケア(24.2%)などで、「ほとんど毎日外出する」(44.9%)が高い。外出にあたり、交通費が高い、援助者を探すこと、他人と話すことができないなどで困っている。

社会活動参加には、援助者、一緒に行く仲間、気軽に参加できる雰囲気などが必要。

4 福祉サービス

(1) 身体障害者

- ① 訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)いずれも利用している人は少ない。利用したくない理由は、手続が面倒、料金が高いなどである。
- ② その他の福祉サービスでは障害者手帳の交付(62.9%)、補装具の交付(25.6%)、重度心身障害者医療費助成(24.7%)などの利用が多い。
- ③ 医療費軽減など経済的支援の充実(42.8%)、障害者に配慮した住宅の整備(37.8%)、在宅福祉サービスの充実(25.7%)などの要望が多い。

(2) 知的障害者

- ① 訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)いずれも利用している人は少ない。
- ② その他の福祉サービスでは、療育手帳の交付(75.4%)、特別児童扶養手当、特別障害手当等の制度(56.5%)の利用が高い。
- ③ 福祉的配慮のされた働く場、住宅整備、医療費軽減・経済的援助などの要望が多い。

(3) 精神障害者

- ① 訪問介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)いずれも制度を知らない人が多く、利用したくないと考える人も多い。利用するために必要なことはプライバシーが守られること。
- ② その他の精神障害者向け施設では、小規模作業所(35.9%)、精神障害者授産施設(29.9%)、精神障害者生活訓練施設(23.4%)、地域生活支援センター(16.8%)などが利用されている。
- ③ 福祉的に配慮された訓練施設・働く場、仲間が集える場、医療費軽減・経済的援助などの要望が多い。

※ 当アンケート調査の通院者は、精神科デイケア、社会復帰施設等利用者に依頼しており、医療ニーズの高い方が多い。

5共通

(1)情報

情報入手手段は、テレビ、新聞、家族、友人・知人など。情報の内容は、日常生活、仕事に関するここと、趣味・余暇、福祉サービスなど。必要なサービスは、テレビの字幕、介助者、パソコン通信など。

(2)住民の障害者に対する理解

住民の理解は不十分と感じている。理解を深めるために必要なことは、広報活動、交流の場、理解を深める教育、障害者が積極的に街へ出るなどがあげられている。

(3)災害

災害時の避難場所を知らない人が多い。災害時に必要なこととして、医療設備の確保、情報提供、避難時の付添人確保などがあげられている。

6企業

① 障害者雇用の実態は、障害者を雇用している企業は、全体(72件)の65.3%の47件。性別は男性約60%、女性約40%。障害の程度別では、身体障害者は重度障害者の雇用が多くみられるが、知的障害者は軽度が大半を占める。

② 障害者雇用に向けた取組としては、仕事の内容検討、施設整備、職員の意識啓発など。

③ 障害者雇用の課題は、障害者が働く場となる所属や配置の問題、施設のバリアフリー、仕事をスムーズに進めるための情報の伝達など。

④ 今後の障害者雇用の意向は、現状維持や増員が大半を占めるが、今後も雇用を検討しないとの回答が約10%みられる。

「第3次沖縄県障害者基本計画(仮称)案」 パブリックコメントの結果について(概要)

パブリックコメント(意見の募集)の実施について

本県では、これまで平成6年度に策定した「沖縄県障害者福祉長期行動計画」と平成10年度に策定した「沖縄県障害者プラン」に基づき、障害者施策の推進を図ってきましたが、平成15年度に終期を迎えるころから、障害者福祉サービスを取り巻く社会の変化を的確に反映した今後10年間の基本計画及び実施計画として、「第3次沖縄県障害者基本計画(仮称)案」を策定し、平成15年12月19日に公表しました。

この計画の策定にあたって、広く県民の皆様からご意見いただくために、パブリックコメント(意見の募集)を実施いたしました。

パブリックコメントの実施状況

【1】 意見募集の期間

平成15年12月19日(金)から平成16年1月14日(水)まで

【2】 公表方法等

県のホームページに計画案を掲載するとともに、沖縄県行政情報センター(県庁2階、宮古支庁、八重山支庁、北部合同庁舎行政情報センター北部閲覧室)に計画案を備え付け、県民皆さんのが自由に閲覧できるようにしました。

【3】 意見の提出方法

郵送(はがき・封書)、ファックス、電子メール

提出意見の状況

【1】 意見の総数 24通(意見件数は79件)

個人、団体別 9個人、15団体

提出方法別 郵送2通、ファックス13通、電子メール9通

【2】 意見の内容

① 計画の箇所別

「施策の展開方向」に関するもの	30件
「目標設定」に関するもの	24件
「圏域別の施策展開」に関するもの	17件
計画の策定方法、その他	8件

② 分野別

雇用・就業関係	12件
教育関係	12件
施設整備・利用関係	5件
住宅支援事業関係	21件
精神保健福祉関係	10件
バリアフリー関係	4件
その他	15件

パブリックコメントの結果について

数多くのご意見をいただき、ありがとうございました。寄せられたご意見をもとに、計画案の修正や、数値目標の設定の参考等にさせていただきました。

また、平成16年2月4日に開催した「沖縄県障害者施策推進協議会」へその内容を報告いたしました。

いただいたご意見については、計画の箇所別に県の考え方を添えて、県のホームページ及び行政情報センターにおいて、公表しました。